

羽黒中央公園

●改訂前(～令和8年7月31日利用分)

1. エナジーサポートアリーナ (犬山市体育館)

(単位：円)

施設・区分			施設料金		空調料金	
			単位		単位	
メインアリーナ	全面	観客席貸切	2時間	4,710	30分	1,150
				5,630		1,500
	片面			2,350		1,150
	3分の1			1,580		
	4分の1			1,180		
	8分の1			610		
	サブアリーナ	全面		1,200		610
片面		610				
多目的室	全面	1,950		570		
	A面	950				280
	B面	560				
	C面	440				120
	A・B面	1,520				
	B・C面	1,000				300
	親子ふれあいルーム	全面				
多目的スタジオ (貸切利用)	全面	1時間	1,360	140		
	A面		580	100		
	B面		770	100		

2. トレーニングルーム・多目的スタジオ

(単位：円)

施設・区分			施設料金			
			単位		単位	
トレーニングルーム	市内一般		1回	630	11回	6,300
	市内在住65歳以上			510		5,100
	市外					
多目的スタジオ	市内一般			840		8,400
	市内在住65歳以上			630		6,300
	市外					
トレーニングルーム 多目的スタジオ 共通券	市内一般		940	9,400		
	市内在住65歳以上		750	7,500		
	市外					
	登録 利用者	市内一般	1か月	4,800		
		市内在住65歳以上		3,830		
		市外				

3. 多目的スポーツ広場

(単位：円)

施設・区分			施設料金		
			単位	市内	市外
多目的スポーツ広場	全面	2時間		9,070	10,890
	片面			4,540	5,450
照明設備	100ルクス	1時間			1,110
					560
	200ルクス	1時間			2,220
					1,110

次頁へ

羽黒中央公園

●改訂後(令和8年8月1日利用分～)

1. エナジーサポートアリーナ（犬山市体育館）

(単位：円)

施設・区分			施設料金		空調料金	
			単位		単位	
メインアリーナ	全面		2時間	5,200	30分	1,210
		観客席貸切		6,090		1,580
	片面			2,600		1,210
	3分の1			1,740		
	4分の1			1,300		
	8分の1			650		
	サブアリーナ	全面		1,200		580
片面		600				
多目的室	全面	1,240		400		
	A面	610				200
	B面	360				
	C面	280				100
	A・B面	970				
	B・C面	640				220
	親子ふれあいルーム	全面				
多目的スタジオ (貸切利用)	全面	860		170		
	A面	370	100			
	B面	490				100

2. トレーニングルーム・多目的スタジオ

(単位：円)

施設・区分			施設料金			
			単位		単位	
トレーニングルーム	市内一般		1回	690	11回	6,900
	市内在住65歳以上			550		5,500
	市外			760		7,600
多目的スタジオ	市内一般			880		8,800
	市内在住65歳以上			700		7,000
	市外			970		9,700
トレーニングルーム 多目的スタジオ 共通券	市内一般			990		9,900
	市内在住65歳以上			790		7,900
	市外			1,090		10,900
	登録 利用者	市内一般	1か月	5,050		
		市内在住65歳以上		4,040		
		市外		5,560		

3. 多目的スポーツ広場

(単位：円)

施設・区分			施設料金		
			単位	市内	市外
多目的スポーツ広場	全面	2時間		9,070	10,890
	片面			4,540	5,450
照明設備	100ルクス	1時間			1,330
					670
	200ルクス	1時間			2,660
					1,330

備考

1. 市外の方が利用するときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
2. 入場料又はこれに類するものを利用者、参加者又は観覧者から徴収する事業での利用において、管理者が必要と認めたときは、表に規定する使用料の2倍の額とする。
3. 営利、宣伝等を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の8倍の額とする。
4. 利用する区分の前後の区分が利用可能なときは、利用時間を前後に延長することができる。
延長利用での料金は30分（30分に満たないときは30分とする）単位とする。
（10円未満切り捨て）
5. 障がい者が個人利用をする場合は、一般の使用料の2分の1に相当する額とする。
（10円未満切り捨て）